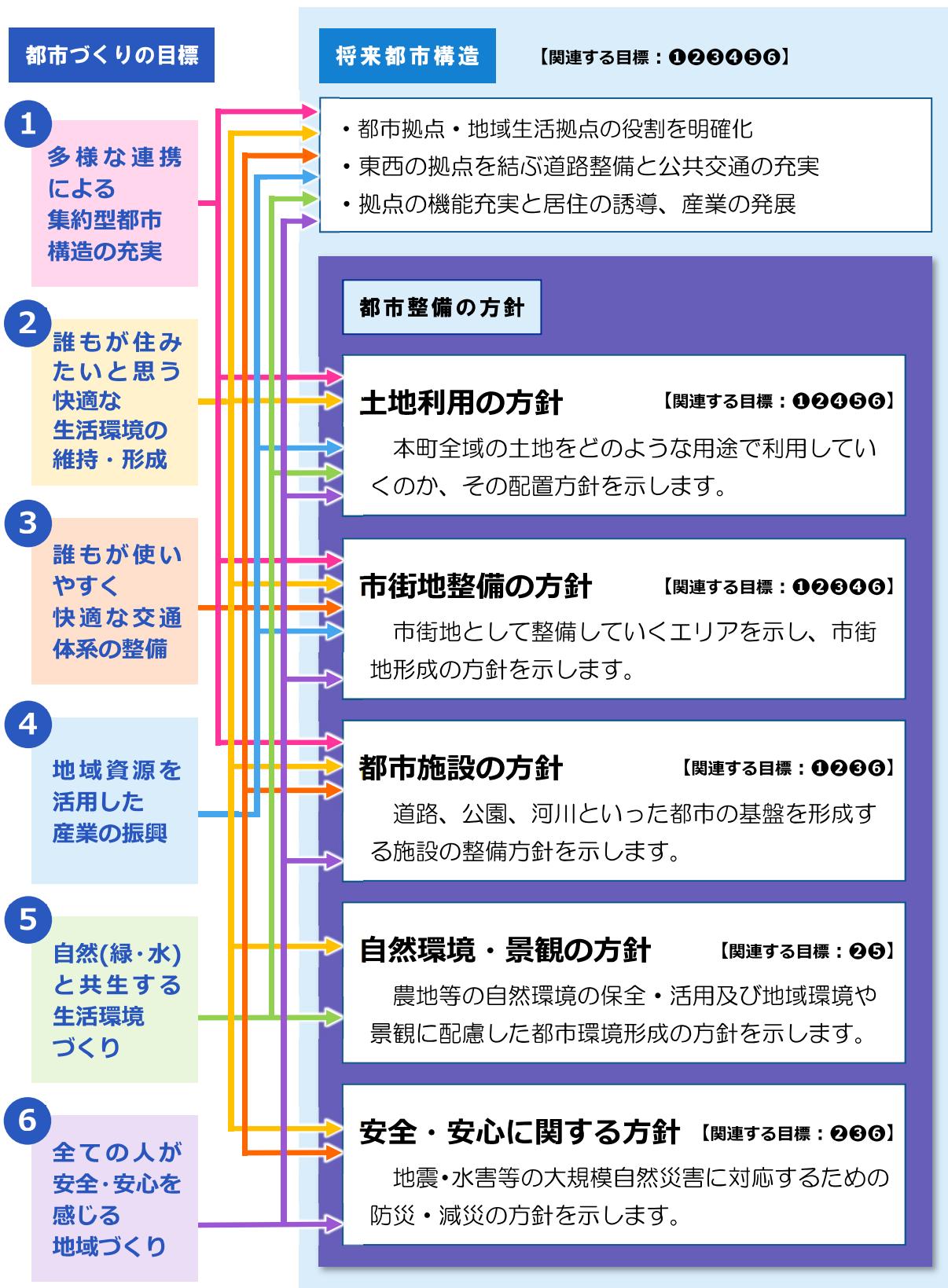


第4章 都市整備の方針

第4章 都市整備の方針

都市づくりの目標の達成に向けて、将来都市構造を踏まえた上で、各分野の都市整備の方針を設定します。



4-1 土地利用の方針

1. 基本的な考え方

本町は全域が都市計画区域に指定されており、また、区域区分が行われることにより無秩序な市街化の防止と農地や樹林地などの保全が行われてきました。人口減少社会においては、これまでに形成してきたコンパクトな市街地を維持しつつも、駅を中心として必要な都市機能を集約し、その周辺で利便性の高い居住環境を形成することが、持続可能なまちづくりへつながります。

商業・交流系の土地利用については、JR 緒川駅周辺は、商業・医療・福祉等の都市機能が集積した本町全域における拠点としての土地利用を図りつつ、町外から訪れる人にとっても便利で魅力的な商業地を形成します。また、JR 東浦駅周辺は、本町の南部における重要な地域生活拠点でありながら、一団の農地がみられるなど、拠点性が低い状況にあるため、防災面を考慮しつつ、多くの人が交流できる土地利用を図ります。その他の駅周辺については、地域住民の生活に必要な生活利便施設が集積し、日常生活の拠点となる土地利用を図ります。

住宅系の土地利用については、地域住民や事業者等とも連携して市街地内にある空き家・空き地の有効活用を検討し、良好な住宅地の形成に努めます。古くからの既成市街地には、生活上・防災上の観点から改善が望ましい地域が存在するため、必要な整備を行い、安全な生活環境の確保を図ります。JR 緒川駅や JR 東浦駅の北側にある住宅地と工業地が混在する地域については、居住環境の改善を図るため、地域のルール設定等を検討し、長期的に住宅地への用途純化を図ります。

工業系の土地利用については、既存の工業地の操業環境の維持・向上を図るとともに、町としての活力の向上に繋がる産業集積を推進します。新たに確保する産業用地については、東浦知多 IC や国道 366 号バイパスの交通利便性や既存の工業地との集積を活かした土地利用を図ります。あいち健康の森南側は、健康・医療・福祉・介護関連の新産業の誘致を促進します。

こうした町としての魅力向上や産業集積に伴い、新たな住民の受け皿を確保するため、駅に近接し、市街化区域に隣接する一部の地域において、必要な規模の住宅地を拡大します。

農業系・樹林系土地利用については、本町に広がる農地が農業生産の場としてだけではなく、生物多様性の保全、防災、景観形成など多面的な機能を有する貴重な資源であることから、都市的な土地利用との調和を図りながら保全していきます。また、丘陵部を中心に残された豊かな緑についても、本町の魅力の一つとして保全します。

2. ゾーニングと規制誘導方針

(1) 既存住宅地

現在の市街化区域の住宅地は、生活環境の保全や改善を図る「既存住宅地」として位置付けます。

既存住宅地は、中低層を中心とした空間的なゆとりのある住宅の立地誘導を基本としつつ、地域の特性に応じた生活環境の整備を図ります。また、日用品店などの身近な店舗の混在を許容し、過度に自家用車に頼らず公共交通や徒歩で生活できる環境の確保を目指します。緒川天白地区については、市街化区域内の未利用地の有効利用を図り、地域の特性に応じた生活環境の整備を図ります。

(2) 住宅機能移行地

工場などが立地していた工業地で、工場の廃業や移転などにより住宅地への転換が進む地域は、長期的に住宅地としての土地利用へと移行する「住宅機能移行地」として位置付けます。

住宅機能移行地では、住居系の用途地域への変更や特別用途地区的指定、地区計画制度の導入などにより、建物用途のルール化により、住宅地へ移行を図り、生活環境の向上に努めます。また、工場の移転用地としては、「工業検討地」への誘導を図ります。

(3) 住宅検討地

JR 尾張森岡駅と JR 緒川駅との間の市街化区域と隣接する地域、(都)名古屋半田線と知多半島道路、(都)知多刈谷線に囲まれる地域などは、新たな住民の受け皿となる「住宅検討地」として位置付けます。

本町全体で人口減少が見込まれる中、住宅検討地は、駅徒歩圏かつ主要幹線道路を含んだ市街化区域に隣接する地域であり、新たな住宅地としてのポテンシャルを持っています。そのため、今後の新たな居住者のための受け皿としての整備が見込まれる地域では、地域住民との協働のもとで土地区画整理事業等の計画的な宅地化を検討します。

(4) 商業・観光交流地

JR 各駅、名鉄巽ヶ丘駅及び名鉄八幡新田駅の周辺は、地域生活の拠点であり、人々の交流を生む「商業・観光交流地」として位置付けます。

商業・観光交流地は、地域住民の日常生活の利便性の向上に配慮し、各地域の特性に応じて必要な都市機能の拡充を図ります。

JR 緒川駅周辺は、広域からの利用も対象にした本町の都市拠点として、商業・医療・福祉等の都市機能の維持・充実と立地誘導を図ります。

JR 東浦駅周辺は、本町南部の重要な地域生活拠点・観光交流拠点として、新たな商業や交流を生み出す土地利用を計画的に整備します。

その他の駅周辺については、既存の都市機能の維持・充実を図ります。

また、必要に応じて空き家・空き地を活用し、新規店舗の出店や地域で利用できるコミュニティスペース等の効果的な利活用を検討します。

(5) 沿道利用地

国道 366 号、県道名古屋碧南線、町道森岡田面線、(都)衣浦西部線（国道 366 号バイパス）、(都)名古屋半田線の沿道は、地域住民のための生活利便施設が立地する「沿道利用地」として位置付けます。

沿道利用地では、日常生活に必要な施設立地を図る場として、機能の維持・向上を図ります。

(6) 既存工業地

東浦森岡工業団地・東浦工業団地・南栄町・東浦石浜工業団地、緒川上舟木周辺は、工業団地整備などにより、計画的な基盤整備によって形成された工業地であり、また、東浦知多 IC 周辺は、広域的な交通利便性を活かして工業地が形成されていることから、引き続き工業地としての土地利用を図る「既存工業地」として位置付けます。

工業の振興は、雇用を生み出し、町の活力を保つ上でも重要です。このため、既存工業地は、周辺の住宅地などに配慮しつつ、操業環境の維持・向上を図ります。

(7) 工業検討地

東浦知多 IC 周辺から東方面に延びる(都)知多刈谷線周辺や、それぞれの工業団地に隣接する地域は、新たな産業用地としてのポテンシャルを活かす「工業検討地」として位置付けます。

工業検討地では、本町の発展に貢献する新たな産業も視野に入れ、周辺環境と共に存できる産業の立地を検討し、計画的な基盤整備とともに産業用地としての土地利用を図ります。また、津波災害警戒区域である JR 武豊線より東側の区域での整備にあたっては、必要な防災対策の実施など十分安全に配慮します。

(8) 新産業地

あいち健康の森の南側は、国立長寿医療研究センターやあいち健康の森健康科学総合センターといった既存の施設立地を活かした健康長寿に関する一大交流拠点となる「新産業地」として位置付けます。

ウェルネスバー構想を実現するため、大府市と連携して、健康・医療・福祉・介護に関連する研究施設などの産業関連施設の誘致を促進し、健康・医療・福祉・介護分野で地域の発展のけん引を図ります。

(9) 主な公園・緑地

レクリエーション拠点として位置付けたあいち健康の森公園・於大公園や、その他の三丁公園・高根の森・自然環境学習の森などは、「主な公園・緑地」として位置付けます。

レクリエーションの場や住民の憩い・集いの場、防災機能を有する場、自然とふれあい自然環境を学ぶ場などとして、それぞれの公園・緑地が持つ機能の維持・更新を図ります。

(10) 農地・樹林・集落等

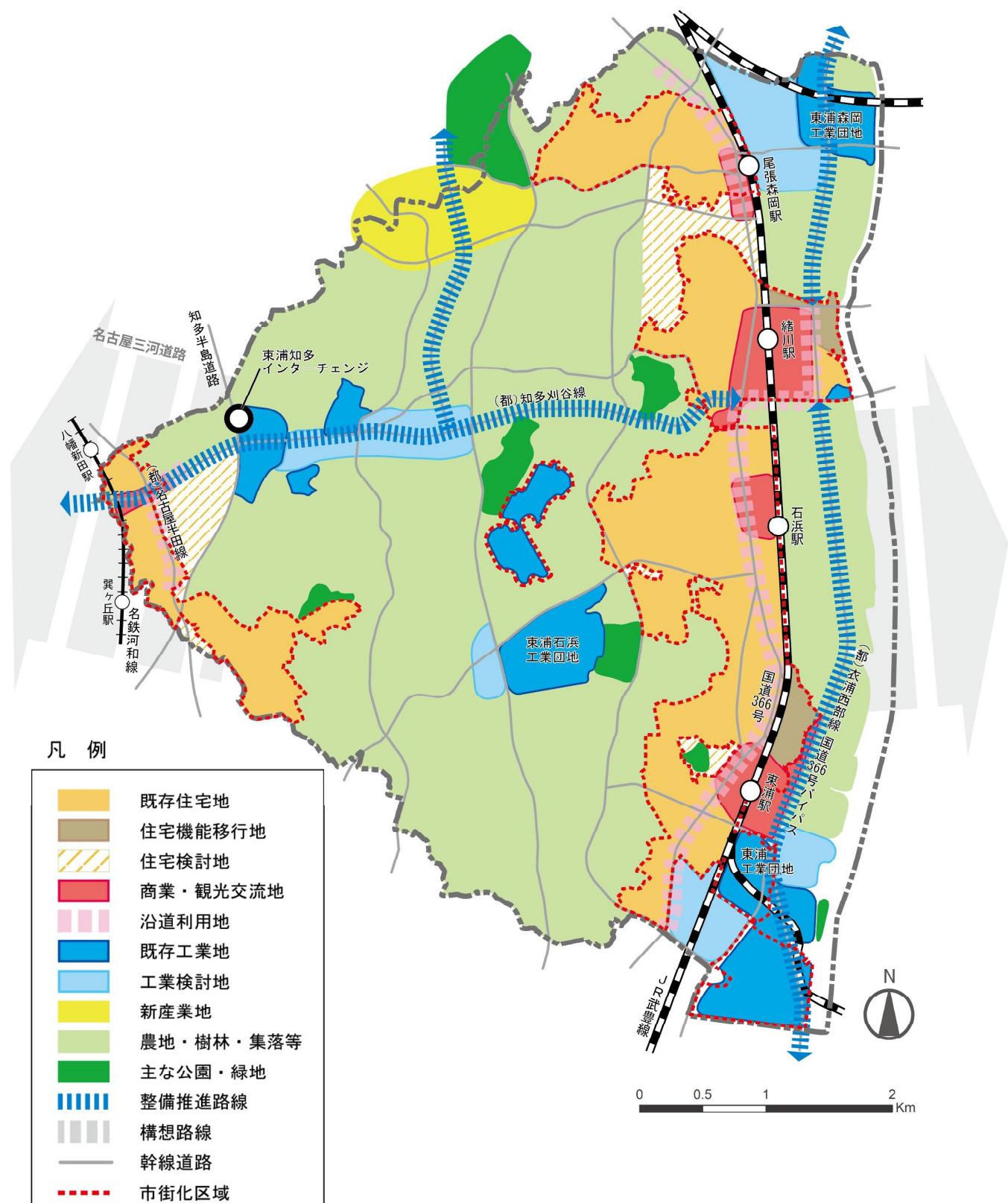
市街化調整区域のうち、住宅検討地、工業検討地、新産業地、主な公園・緑地を除いた広い地域は、田園環境、自然環境、集落環境を保全する「農地・樹林・集落等」として位置付けます。

農業基盤整備が完了した生産性の高い集団的優良農地については、産業としての農地を維持・発展させるために、都市的な開発を抑制し、農地の保全を図ります。

その他の農地や樹林地については、大雨時の遊水地的機能や都市における貴重な緑、景観的に重要な要素となっていることから、周辺土地利用との調和を図り、保全していきます。

農地・樹林・集落等の区域内にある住宅地や集落地については、防災性や生活利便性の向上に資する生活道路などの計画的な維持管理に努め、生活環境の維持を図ります。

土地利用構想図



4-2 市街地整備の方針

1. 住宅地の生活環境の改善

既成市街地においては、生活道路の拡幅や空き家の除却、空き地を活用した小規模な街区再編による避難場所・避難路の確保などを通して、安全安心な住宅地の形成を図ります。

計画的に整備された住宅地については、地区計画制度などを活用することにより、緑化の規定やまち並みの統一感など、住民の生活とまちの魅力にとってより良い生活環境の維持を図ります。

住宅団地においては、居住者の高齢化や子世帯の転出などが急速に進み、今後、空き家・空き地の大量発生が懸念されることから、空き家の流通促進や、福祉施設や住民活動の拠点としての活用など地域と連携して、良好な生活環境の維持・向上に努めます。

2. 新たな住宅系市街地の整備

(1) 森岡南部及び緒川北部地区

森岡地域の南部と緒川地域の北部との隣接部に位置付けた住宅検討地では、(都)森岡中町線・(都)養父森岡線の整備に関連する土地区画整理事業や、民間事業者による宅地開発事業により適正な市街地の形成、土地利用の推進を図ります。

この地区では、駅からの徒歩圏、市街化区域の隣接部での新たな住宅地の整備により、市街地の無秩序な拡大を抑制し、コンパクトシティの維持・向上を図ります。また、これらの整備により、途切れていた森岡と緒川の市街地の連續性を図ることができます。

(2) 緒川新田地域の(都)名古屋半田線の沿道地区

(都)名古屋半田線の沿道に位置付けた住宅検討地では、土地区画整理事業等による住宅地の整備とともに、幹線道路沿道に商業施設などの立地を図り、名鉄翼ヶ丘駅の徒歩圏に新たな住宅、生活利便施設の集積による拠点形成を図ります。

この地区では、駅からの徒歩圏、市街化区域の隣接部での新たな住宅地の整備により、市街地の無秩序な拡大を抑制しつつ、生活利便施設の誘導により、コンパクトシティの維持・向上を図ります。

名鉄翼ヶ丘駅へのアクセス道路の整備による駅東側周辺整備の促進を図ります。また、これらの整備により、既成市街地と東ヶ丘団地の市街地の連續性を図ることができます。

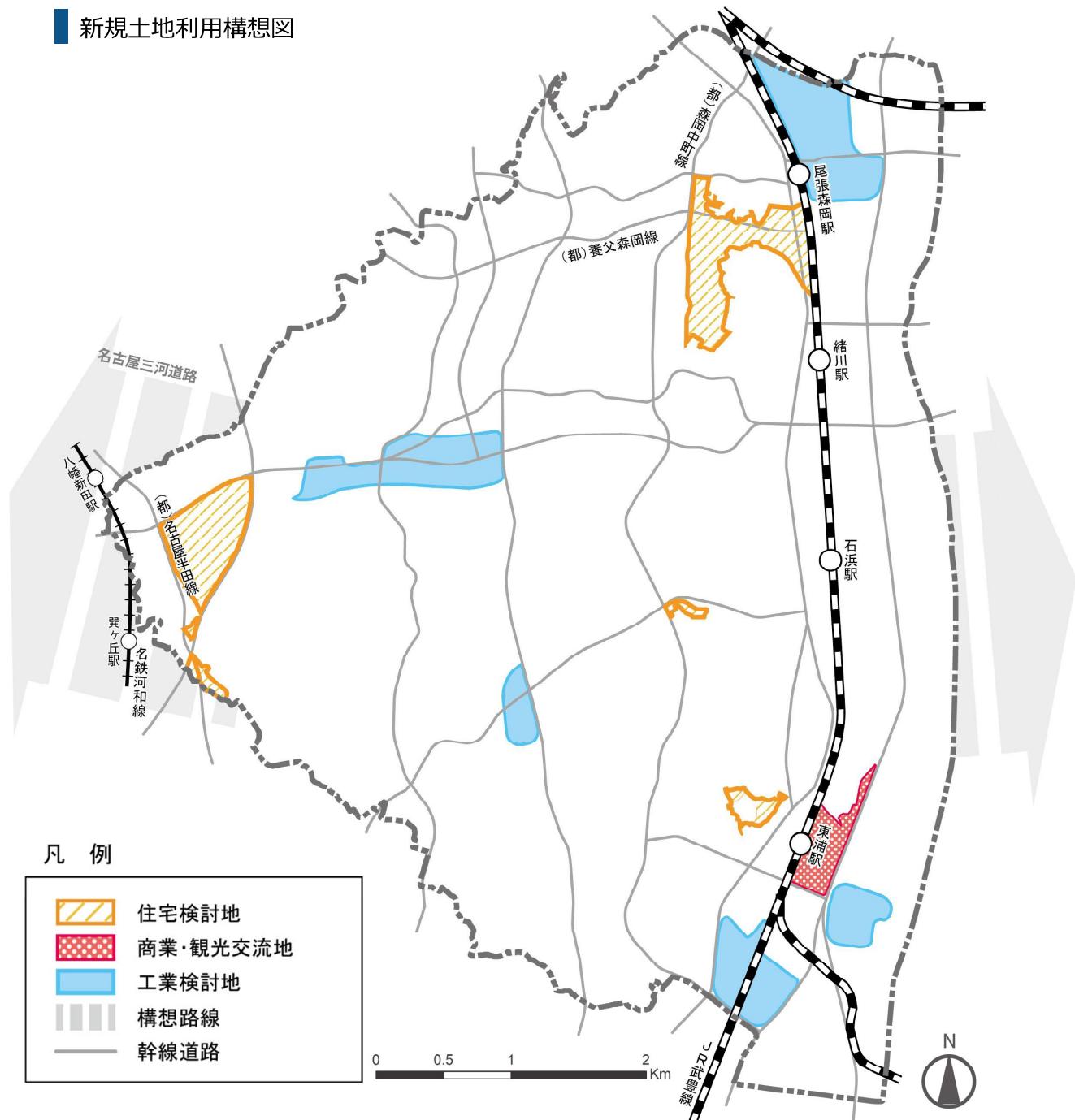
3. 市街化調整区域における開発の抑制

市街化調整区域においては、農地の保全と開発の抑制を基本としつつ、そこに暮らす人々の生活利便性に配慮し、住環境の保全を図ります。

住宅検討地における開発は、土地区画整理事業等の計画的な都市基盤整備もしくは市街化調整区域内地区計画による都市基盤の確保を前提とします。

また、住宅検討地及び工業検討地及び JR 東浦駅東側の商業・観光交流地における開発は、農地及び周辺の樹林地などの自然環境などへの影響や、津波災害警戒区域等の災害リスクを考慮した、安全かつ良好な都市基盤整備を前提とします。

新規土地利用構想図



4-3 都市施設の方針

1. 道路・交通の方針

(1) 活性化のための軸となる道路整備

交通量の増加などにより、渋滞が頻発するようになった(都)大府半田線（国道366号）及び(都)衣浦西部線（国道366号バイパス）の南北交通の渋滞を緩和するため、町東部の(都)大府半田線（国道366号ほか）の未整備区間、(都)衣浦西部線（国道366号バイパス）の暫定供用区間・未供用区間の整備を促進します。また、町西部の(都)名古屋半田線の未整備区間の整備を促進します。

さらに、(都)大府東浦線は、新産業地から東浦知多ICへ接続し、工業系の開発のポテンシャルの高い(都)知多刈谷線に接続することから、早期整備を促進します。

なお、東西方向の交通は、県道の東浦名古屋線に集中していますが、片側1車線かつ線形も複雑であり、機能が十分ではないため、名古屋三河道路及び(都)知多刈谷線の整備を引き続き促進し、新たな東西交通機能の形成を図ります。これにより東西交通の円滑化に加え、東浦知多IC及び西部の市街地へのアクセス強化を目指します。

(2) 社会情勢に応じた道路網の見直し

都市計画道路の整備にあたっては、社会情勢を的確に把握し、整備の優先順位を検討します。また、都市計画決定後、長期間未整備である都市計画道路については、必要に応じて見直しを検討します。

(3) 幹線道路の整備

都市計画道路などの骨格を形成する幹線道路の整備方針を以下に整理します。

幹線道路の整備計画に関しては、沿道の土地利用や周辺の開発状況などを配慮し、必要に応じて都市計画道路網の見直しを検討します。

また、都市計画道路の整備に際しては、街路樹の確保を図ることにより、景観形成や緑のネットワークの一つとして整備を推進します。

① 自動車専用道路

知多半島道路は、名古屋市を含む周辺市町との広域的な連携を形成する自動車専用道路とします。

名古屋三河道路は、名古屋港から新東名高速道路を結ぶ新たな東西軸として、関係機関と連携し、実現に向けた検討を進めています。

- | | |
|---------|-----------|
| ・知多半島道路 | ・名古屋三河道路* |
|---------|-----------|

*「名古屋三河道路」は関係機関との調整により、位置付けが変わる可能性があります。

② 主要幹線道路

名古屋市を含む周辺市町との広域的な連携を形成する主要幹線道路として以下の2路線を位置付け、整備を促進します。

- (都)衣浦西部線（国道366号バイパス）
- (都)名古屋半田線

③ 都市幹線道路

周辺市町や町内の連携を形成する都市幹線道路として以下の5路線を位置付け、整備を促進します。

- (都)大府東浦線
- (都)刈谷東浦線
- (都)知多刈谷線
- (都)藤江亀崎線
- (都)大府半田線（国道366号ほか）

④ 地区幹線道路

主要幹線道路及び都市幹線道路を補完するとともに、都市内の円滑な交通を処理する幹線道路として以下の4路線を位置付け、整備を推進します。

- (都)健康の森線
- (都)山ノ手線
- (都)豆撫川線
- (都)緒川旭線

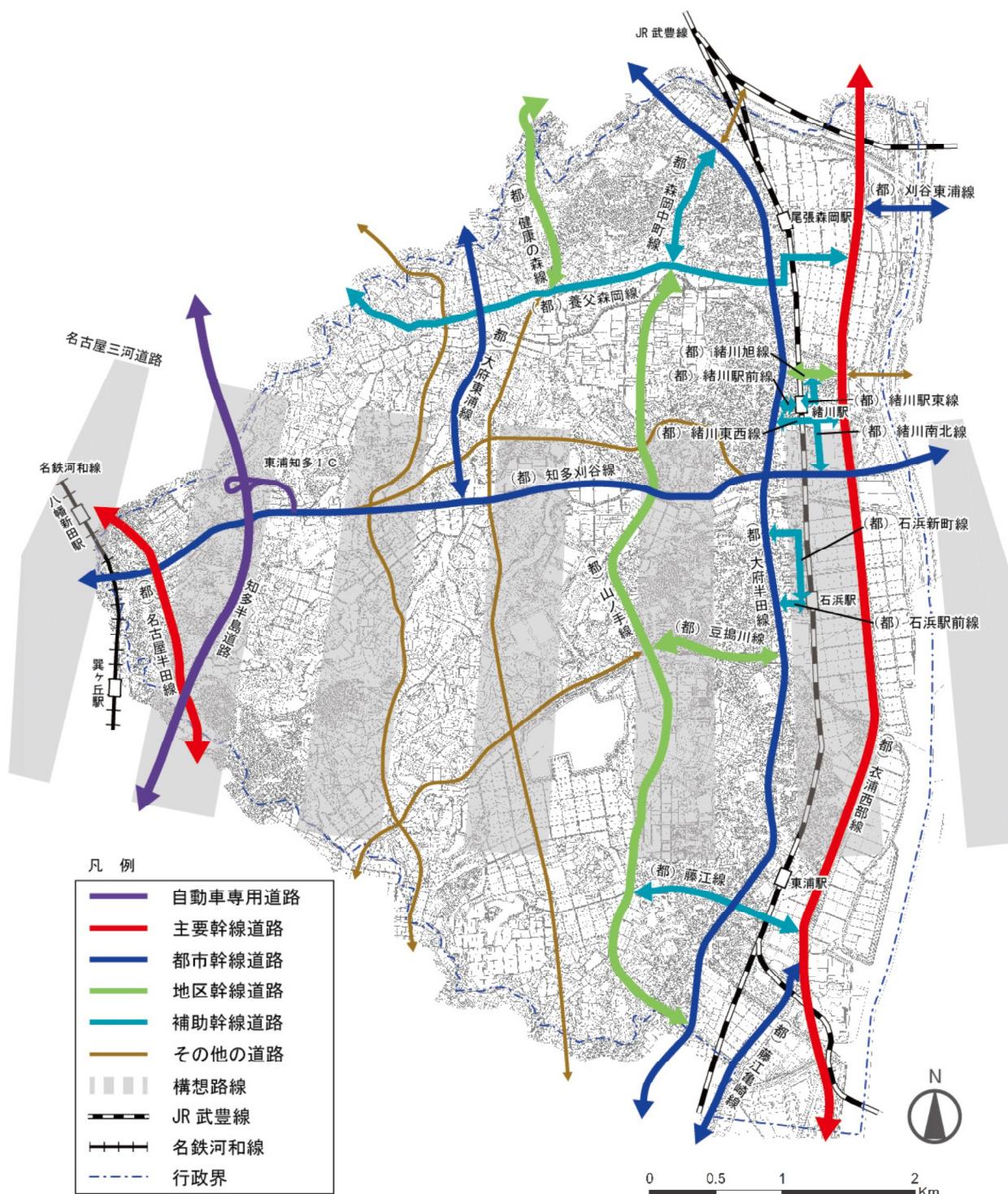
⑤ 補助幹線道路

主に地域内の交通を処理し、円滑かつ安全な道路環境を形成するため、以下の路線などを補助幹線道路として位置付け、整備を推進するとともに整備後の適切な維持管理に努めます。整備にあたっては、歩行者・自転車の安全確保に努めるとともに、バリアフリー化など、誰もが安全・快適に移動できる歩行環境の整備に努めます。

- (都)緒川駅前線
- (都)緒川駅東線
- (都)石浜駅前線
- (都)緒川東西線
- (都)緒川南北線
- (都)養父森岡線
- (都)石浜新町線
- (都)藤江線
- (都)森岡中町線

※(都)：都市計画道路の略。

幹線道路ネットワーク図



(4) 安全で快適な道づくり

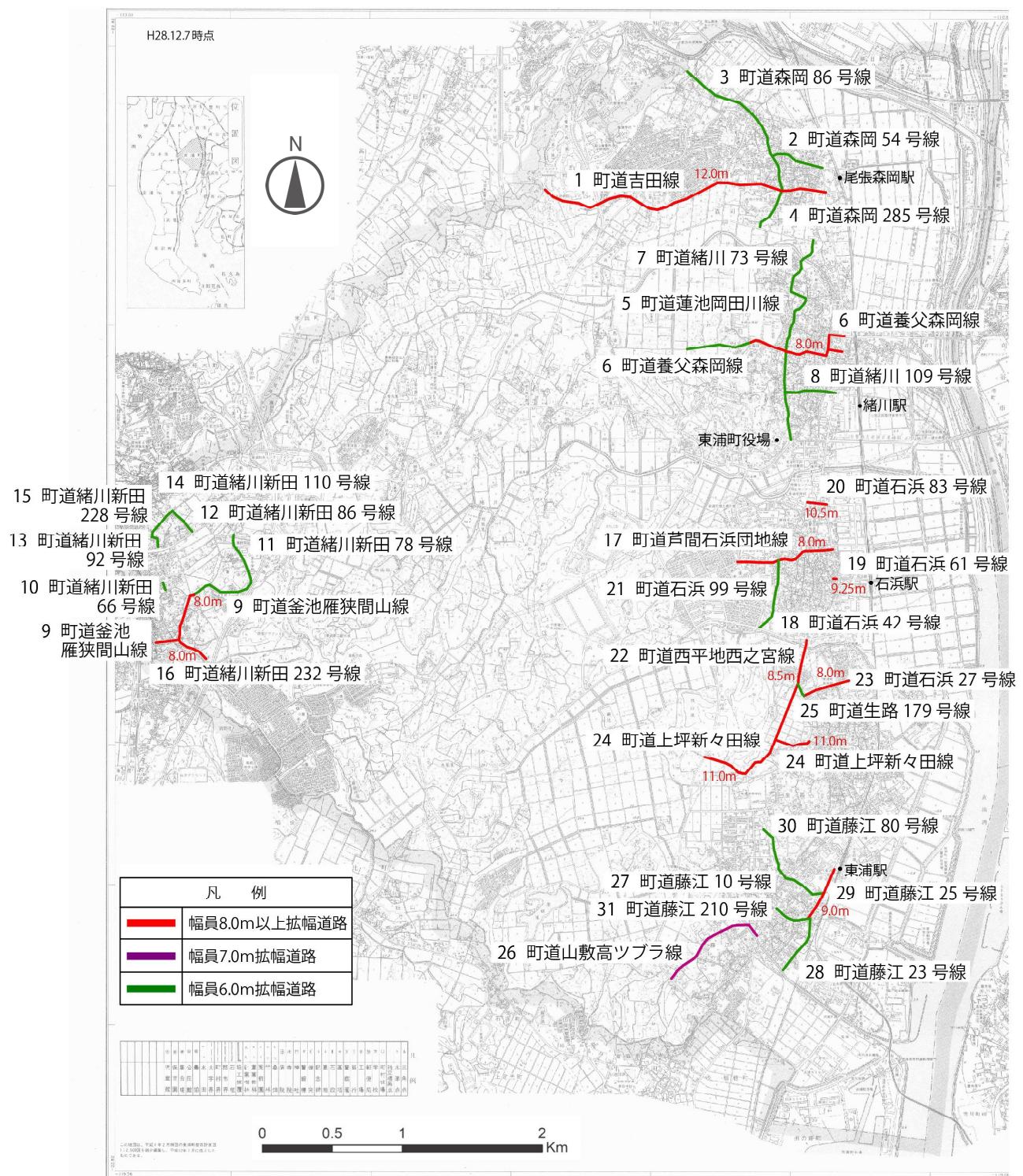
① 道路拡幅計画

国道・県道などの幹線道路に連絡する生活道路について、道路幅員6メートル以上を確保する拡幅計画を2003年に策定しました。建物の建替え等を行う際に用地の買取りを行い、生活道路の拡幅を図ります。

■ 拡幅計画一覧

地域	対照番号	路線名	幅員(m)		延長(m)
			全幅	歩道	
森岡地域	1	町道吉田線	12.0	両 2.5	2,130
	2	町道森岡54号線	6.0		380
	3	町道森岡86号線	6.0		1,160
	4	町道森岡285号線	6.0		320
				森岡地域合計	3,990
緒川地域	5	町道蓮池岡田川線	6.0		1,070
	6	町道養父森岡線	8.0	片 2.0	720
	7	町道緒川73号線	6.0		460
	8	町道緒川109号線	6.0		360
				緒川地域合計	3,160
緒川新田地域	9	町道釜池雁狭間山線	8.0	片 2.0	500
		町道釜池雁狭間山線	6.0		450
	10	町道緒川新田66号線	6.0		50
	11	町道緒川新田78号線	6.0		400
	12	町道緒川新田86号線	6.0		200
	13	町道緒川新田92号線	6.0		95
	14	町道緒川新田110号線	6.0		53
	15	町道緒川新田228号線	6.0		150
	16	町道緒川新田232号線	8.0	片 2.0	270
				緒川新田地域合計	2,168
石浜地域	17	町道芦間石浜団地線	8.0	片 2.0	700
	18	町道石浜42号線	6.0		200
	19	町道石浜61号線	9.25	片 2.5	15
	20	町道石浜83号線	10.5	片 2.5	140
	21	町道石浜99号線	6.0		320
				石浜地域合計	1,375
生路地域	22	町道西平地西之宮線	8.5	片 3.5	690
	23	町道石浜27号線	8.0	片 2.0	380
	24	町道上坪新々田線	11.0	片 3.5	900
	25	町道生路179号線	6.0		140
				生路地域合計	2,110
藤江地域	26	町道山敷高ツヅラ線	7.0	片 1.5	800
	27	町道藤江10号線	6.0		210
	28	町道藤江23号線	6.0		430
	29	町道藤江25号線	9.0		380
	30	町道藤江80号線	6.0		480
	31	町道藤江210号線	6.0		260
				藤江地域合計	2,560
全体					15,363

道路拡幅計画図

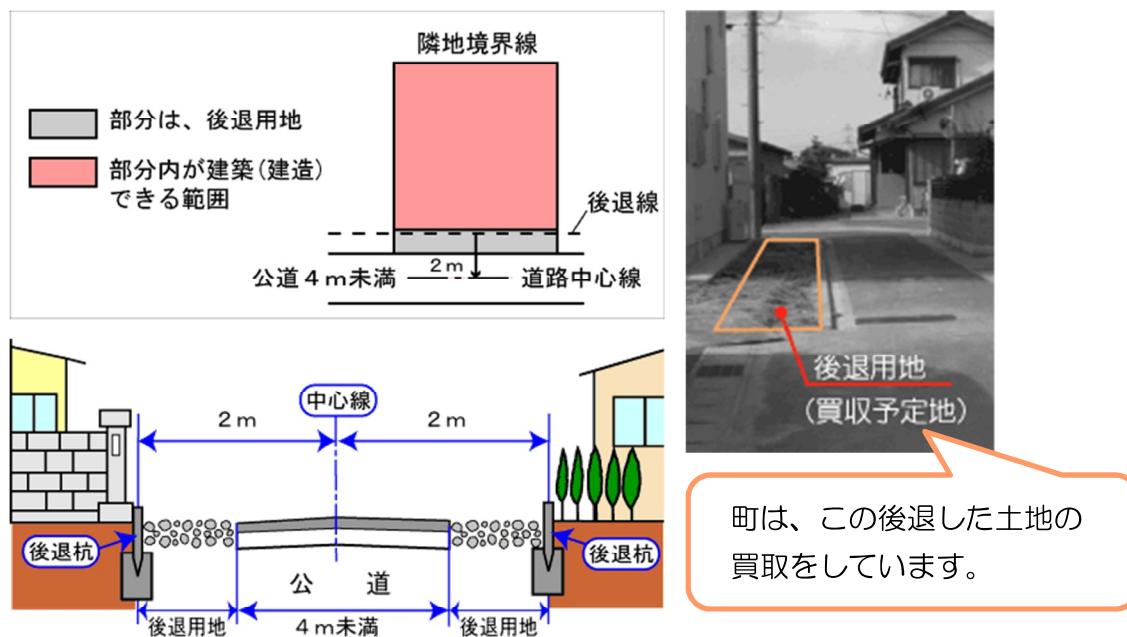


② 最低限の道路幅員の確保

道路幅員4メートル未満の狭い道路が複雑に配置された既成市街地では、建物の建替え等を行う際に道路幅員4メートルまでの後退用地の確保を支援する「道路後退用地制度」を活用して、生活道路の拡幅を図ります。

また、幹線道路の渋滞による生活道路への通過交通の流入を抑制するため、骨格となる幹線道路の整備を進めます。その整備に際して、必要に応じて、歩道の整備や歩行環境の改善（バリアフリー化やカラー舗装、生活道路における自動車の速度を下げる取り組み等）を推進します。

道路後退用地制度



③ 道路等の維持管理

道路施設の老朽化への対応としては、計画的な舗装修繕や橋梁の長寿命化を図るとともに、インターネットを活用して道路や水路の損傷などの早期発見、早期解決を図るフィックスマイストリートの取り組みや、住民と協力して道路の清掃、草刈りなどを行うアダプトプログラムを推進します。

(5) 公共交通の利便性の向上

自家用車に依存した生活からの転換を図るため、広報等のPR活動や公共交通検索サービス、バスロケーションシステムの導入など、公共交通が利用しやすい環境を維持・向上することで、公共交通の利用促進を図ります。

住民にとって身近な公共交通である町運行バス「う・ら・ら」は、新規路線や乗継に便利なダイヤの検討及びコンパクトなまちの各拠点を結ぶネットワーク機能を充実させ、さらなる利便性の向上を推進します。

鉄道は、鉄道事業者との調整を行いながら便数の増加や施設のバリアフリー化により利用者の利便性の向上を目指します。

また、交通混雑の解消のため、自動車を駅前の駐車場に停めて、鉄道を乗り継いで移動するパーク＆ライドを推進します。各駅周辺における民間駐車場や大規模店舗等の駐車場の活用、JR東浦駅周辺においては駅前広場等の整備に併せ、パーク＆ライド用の駐車場の確保を検討します。

鉄道やバス以外の公共交通としては、利用者の予約に応じて運行する、バスとタクシーの中間的な機能を持つ乗合交通（デマンド交通）の可能性やカーシェアやレンタサイクル等のシェアリングビジネスの成長、自動運転による新たな公共交通への革新など、時代の潮流の変化に合わせて、公共交通の在り方についても検討します。

2. 公園・緑地の方針

(1) 拠点となる公園の維持・充実

拠点となる公園は、北部に立地する広域公園のあいち健康の森公園、中部に立地する総合公園の於大公園とします。あいち健康の森公園と於大公園は、レクリエーション機能を有しつつ、災害発生時の避難・復旧活動の拠点としての機能も担っていくものとします。

開園から30年を迎えた於大公園では、施設の老朽化が進み、一部施設においては大規模修繕や更新といった再整備が必要な状況となっており、より魅力的なにぎわいのある公園を目指し、再整備事業を推進します。再整備にあたっては、民間活力導入を検討します。

(2) 防災機能を有する公園の整備

南部で整備中の三丁公園については、地域住民の憩いや集いの場の機能を有しつつ、南部地域における災害発生時の避難・復旧活動の拠点としての機能も担っていくものとして、整備を推進します。

(3) 身近に感じる公園・緑地などの整備・管理

既成市街地の生活環境の改善を図るための市街地整備の際に、空き家や空き地等を活用した身近な公園・緑地、ポケットパーク等の整備を検討します。また、新たな住宅地の開発においては、身近な公園・緑地を併せて整備します。

また、公園施設の管理運営については、行政と住民の役割分担を共有しつつ、アダプトプログラムを活用した公園の美化を推進します。

(4) 貴重な緑地等の保全

町内には、東浦自然環境学習の森や高根の森・飛山池・申ヶ池をはじめとして、貴重な緑やため池が存在しています。これらの緑やため池は、住民の自然とのふれあいや自然環境の面からも重要性が高いため、積極的な保全を図ります。

(5) 緑を感じて歩く道の整備

明徳寺川の於大のみちは、春には八重桜、秋には彼岸花が咲き誇り、四季を感じて歩くことができる代表的な散策路です。こうした散策路に加え、道路に設置された街路樹や植栽など、住民と協力しながら適切な管理を行い保全します。また、民間の建物や敷地についても、緑化や生垣の設置に対して支援を行い、日常から緑を感じて歩けるような環境を整備することで、住民の健康づくりにも役立てます。

3. 下水道・河川・ため池の方針

(1) 下水道の整備

下水道は、衛生的で快適な都市環境の創出、河川の水質保全などによる魅力あるまちづくりを目標として、効率的な整備を推進します。

汚水整備にあたっては、人口減少、厳しい財政状況等による汚水処理施設の整備を取り巻く社会情勢の変化に伴って改定した、東浦町汚水適正処理構想及び全体計画に基づいて行います。

雨水整備については、「雨水管理総合計画」(2020年2月策定)に基づき、特に浸水被害のあった緊急度の高い地域から優先的に整備を推進します。

また、近年では予測が困難な突発的、局地的な豪雨が多発しているため、雨水貯留浸透を推進し、流出抑制を図ります。

(2) 河川・ため池の整備

① 防災性の向上

町内を流下する二級河川の未改修区間については、今後とも河川改修の計画に基づき整備を推進します。また、これらの支流となる準用河川・普通河川については、長寿命化に向けた検討を行います。整備にあたっては、コンクリート護岸による防災性のみを重視した工法だけではなく、自然環境や、そこに生きる生態系へ配慮した工法を用いることも視野に入れて検討します。

境川流域（二級河川境川・五ヶ村川・石ヶ瀬川・岡田川・明徳寺川の流域）については、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく「特定都市河川流域」を指定し、雨水の流出を増加させる開発行為などに対し、雨水貯留浸透施設等の設置を義務づけ、流出抑制を図ります。

また、海岸については、南海トラフ地震による津波の発生に備えて、防災減災対策を図ります。

ため池については、降雨時における洪水調整機能を有する防災上、重要な施設となっていますが、老朽化の著しいものも多いため、改修を進めながら保全することを基本方針として策定した「東浦町ため池保全計画」に沿って整備改修を図ります。

② 親水機能の創出

ため池や河川などは、本町の大切な自然環境として親水機能を付加した整備を行うことにより、自然と人の接点を増やし、環境学習の場とします。また、海岸線については、東浦みどり浜縁地のレクリエーション機能の強化を検討します。

4. その他施設の方針

その他の公共施設等については、現状及び将来の見通しを踏まえ、「東浦町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の総合的かつ計画的な管理を行います。

(1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設は、人口動態、年齢構成や社会情勢などを把握し、提供しているサービスの必要性の検討及び施設の機能や利用実態を踏まえての施設の統合・廃止・縮小を図るとともに、各施設間の移動を考慮した新たな交通手段も検討し、効率的、効果的な整備を行います。

道路・河川等は、その性質上、建物のように統合・縮小などを図ることは現実的ではありません。そのため、各施設は長寿命化に取り組み、将来の維持管理費用等の軽減及び平準化を図ります。

(2) 維持管理等の実施方針

維持管理等については、施設の特性や想定される不具合などを踏まえて、施設の管理者自らと専門知識を有した者の役割や実施頻度を整理し、点検（日常・定期・法定等）・診断等を実施します。点検結果は、長寿命化計画策定に活用しつつ、機能確保又は危険防止のため、必要に応じ精密点検や消耗品の交換等の修繕を実施します。

なお、維持管理等については、長期的な視点で施設の老朽化の状況を的確に把握した上で、統合・廃止などを検討しつつ、修繕・更新などを実施します。

(3) 長寿命化の実施方針

維持管理等の内、鉄筋コンクリート建物は、コンクリートの中性化対策など経済的、効率的な保全管理を実施します。

また、長寿命化は、ライフサイクルコストの縮減を主觀点として取り組みます。ただし、建物の劣化状況により、性能・機能的低下が生じる可能性もあるため、人口減少等に伴う利用需要の変化を踏まえながら実施します。

(4) 統合・廃止の推進方針

統合・廃止については、駅周辺などの利便性が高い場所や、地域の核となる小中学校に拠点的な複合施設を整備するなど、利用者に付加価値を提供できるような集約化を行います。また、施設の設置目的の役割を終えたもの、利用者が大幅に減ったもの、民間施設を含めて代替え施設があるものなどは、廃止します。

さらに、他自治体との広域的な連携による施設の共同利用や共同運用の可能性についても検討します。

そして、統合・廃止により余剰となった施設や敷地については、用途変更・民間への譲渡等により財源の確保に繋げます。

(5) 実施体制の構築方針

実施体制の構築については、施設の管理者に必要な技術研修を実施するとともに、技術部門との協力体制を強化し、全町組織的な視点から施設の更新を実施します。

また、施設の運営費や日常的な建物の維持管理費も含めた経費の削減を図るため、PPP や PFI 等の官民連携手法や指定管理者制度等の民間活力を積極的に活用します。

4-4 自然環境・景観の方針

1. 自然環境の保全・活用

(1) 自然との共生

樹林地や動植物の生息地であるため池などの貴重な自然については、積極的に保全します。また、人が自然とふれあい、自然を学ぶことができる空間を整備します。

(2) 豊かな緑の保全・活用

郷土の歴史が育んできた社寺・史跡などの社寺林・樹林地などの緑については、保全し、後世に伝え残します。

農地の緑については、健全な姿で保全するため、優良農地の保全を推進します。また、町の特産品にはブドウや洋ランなどがあり、施設園芸の促進、高収益化及び6次産業化に努めるとともに新たな作物の導入など、農業による観光振興に活用します。

(3) 緑を守り育てる活動の普及

緑を守り育てる活動の普及として、緑のまちづくりにむけた意識啓発を進め、住民が主体となって取り組む緑のまちづくりを活発化させます。また、住民の主体的な取り組みを支援する制度の活用と推進により、緑のまちづくりに取り組むグループを育て、活動を支援します。

(4) 自然エネルギーの活用

地球温暖化の防止を図るために、エネルギー消費量の削減と併せて、石油等の化石燃料に代わる新たな自然エネルギーの導入を検討する必要があります。

そのため、本町では太陽光・太陽熱エネルギーの活用を促進します。また、風力、小水力、バイオマス等の新たな自然エネルギーの利用も検討します。

ただし、太陽光発電設備には、反射光による眩しさや景観への影響など、周辺環境への配慮が必要となります。その設置にあたっては「東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」に基づき、災害防止とともに、良好な自然環境及び生活環境の保全に努めます。

2. 景観形成

景観形成については、「東浦町景観計画」や「東浦町景観形成ガイドブック」に基づき、景観形成の考え方を整理します。

(1) 「屋敷」と「郷中」の景観

「屋敷」と「郷中」の景観は、歴史的な施設やまち並み等の現に良好な景観が形成されている環境に近接するため、良好な景観の保全及び形成に配慮します。

神社・仏閣、それらと一体となった社寺林などとの調和に配慮し、これらを損なわないよう努めます。また、坂道・路地などに残る風情にも配慮し、これらを損なわないよう努めます。

(2) 新しいまち並みの景観

幹線道路沿道や駅周辺地区においては、大規模施設による周辺景観への影響を考慮し、節度と品位を保ちながら、活気や個性ある地域の「顔・玄関口」づくりに努めます。

住宅地においては、節度と品位を保ちながら、やすらぎや潤い、魅力のある暮らしの景観形成に努めます。

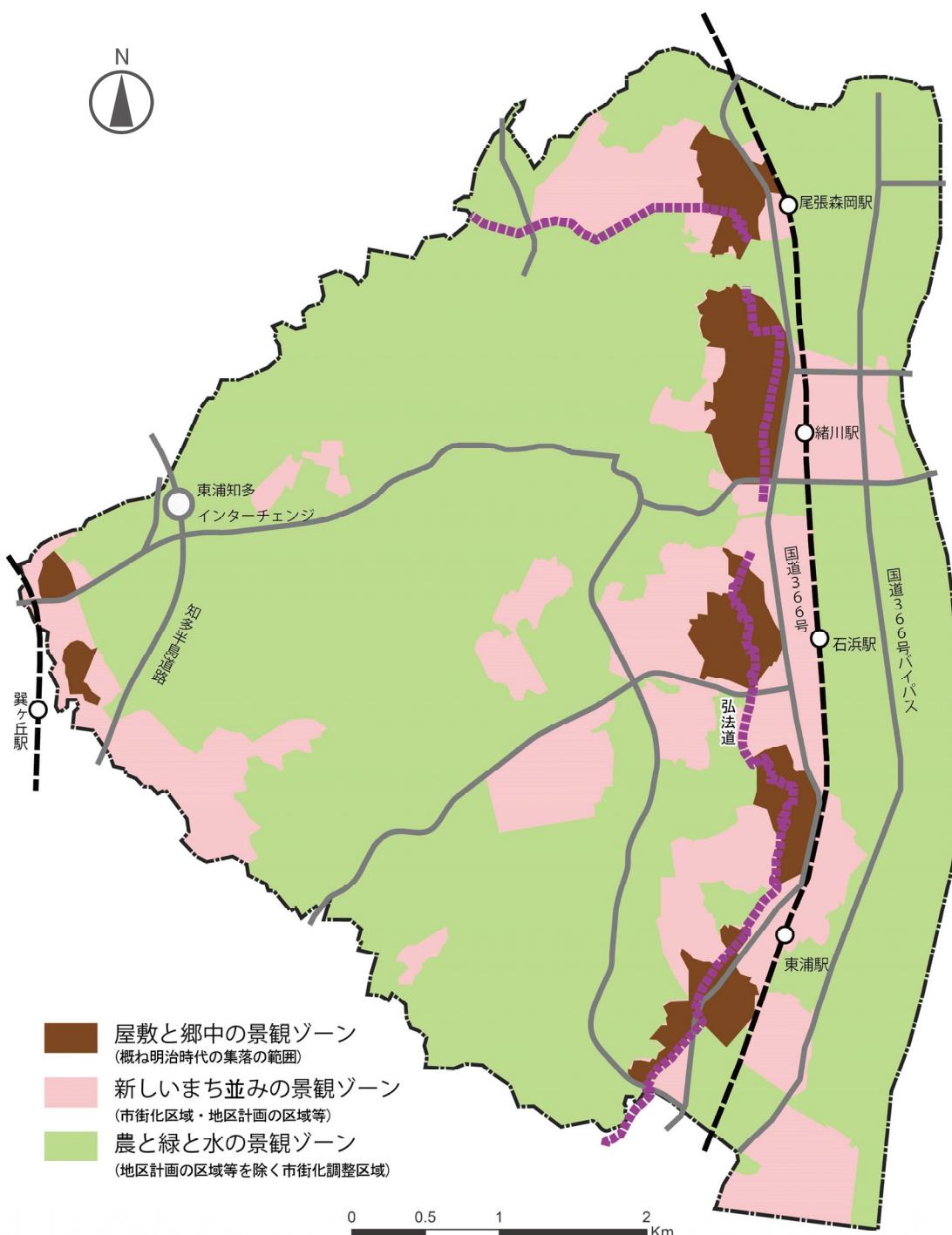
工業地においては、周辺環境への影響に配慮します。

(3) 農と緑と水の景観

農と緑と水の景観は、農地、里山、河川、衣浦湾などで構成される風景との調和に配慮し、これらを損なわないよう努めます。

衣浦湾の岸辺においては、台地や対岸等、遠景の視対象になる場合に、岸辺の風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努めます。

■ 景観形成のゾーン区分図（東浦町景観形成ガイドブックより）



4-5 安全・安心に関する方針

既成市街地は幅員の狭い道路により、有事の際、緊急車両の通行支障等、防災面などに問題のある状況となっています。この状況を改善し、安全なまちにするために、計画的な土地利用や生活道路の改善、身近な公園・緑地の整備、公共施設等の安全確保、地域と連携した防災まちづくりを行います。

1. 危険を未然に防ぐまちづくり

町内には、傾斜地の崩壊に対する危険地区、浸水危険箇所など、自然災害に対して危険な箇所が存在しています。

こうした危険な箇所については、今後の防災対策を検討するとともに、市街化が進行しないよう土地利用の規制誘導を図ります。

2. 安全な歩行空間の創出

快適な生活環境を構築するため、歩いて暮らせる生活を重視し、主要な道路の整備に際しては安全な歩行空間の確保を行います。

また、将来を担う大切な子ども達を守るため、通学路の安全な歩行空間の確保を最優先として整備にあたります。

3. 指定緊急避難場所・避難路の適切な配置

災害発生時に、住民が安全に避難できるよう、指定緊急避難場所は居住している人口や圏域、地形条件などから適切に配置します。また、指定緊急避難場所は避難地につながる基幹となる道路と、それにつながる生活道路の適切な配置を行います。

4. 公共施設等の安全確保

公共施設等は、点検・診断などを一定の頻度で実施することにより不具合を早期に発見して補修等で対処するとともに、利用者の安全確保を第一に、必要があれば利用停止などの判断を行います。また、総合的判断により、修繕・更新ではなく、施設の廃止も検討します。

地震時の避難所となっている建物は、非構造部の耐震化を実施します。また、住民の生活に直結する上水道施設の耐震化は優先的に実施します。

5. 地域と連携した防災意識の高い地域づくり

被害を完全に防ぐ防災の考え方だけではなく、受ける被害を最小限に抑えるための減災の考え方を取り入れていくには、施設等のハード整備のみならず、地域と連携したソフト施策が必要です。そのため、防災講座の開催や広報誌やホームページを活用した防災に関する情報発信、自主防災組織の体制強化に取り組むとともに、自助・共助を中心とした住民の防災意識の向上を図ります。

また、災害時における情報伝達システムの再構築や避難所などの防災設備の強化、備蓄品の確保等により、地域への防災活動を支援します。

震災発生後において、地域との円滑な合意形成、迅速な都市復興を図るため、防災課題の改善について地域住民と協働で検討を進める「事前復興都市計画」の取り組みを推進します。